

令和3年7月20日

保護者様

門川町立草川小学校
校長 中田憲治

夏休み中の対応について（お知らせとお願い）

酷暑の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日をもって、第1学期を終了することができました。この1学期も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な制限はありましたが、大きな事故やけがもなく、子どもたちが学校生活を送ることができたのは、保護者の皆様のご協力のおかげだと感謝しております。本当にありがとうございました。

さて、明日から35日間の長い夏休みに入りますが、全国的に感染症の再拡大が危惧される状況になりました。そのような中、本県では、7/19～8/31を「感染拡大防止強化月間」とすることに決まり、様々な要請が示されました。

子どもたちが安心・安全に楽しく過ごせますよう、夏休みの指導と合わせて、引き続き感染拡大防止対策へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 県の「感染拡大防止強化月間」の設定について

【期間】

- ・人の移動が多くなる、7/19～8/31が「感染拡大防止強化月間」です。

【県外との往来自粛】

- ・全都道府県を対象に往来自粛
- ・全都道府県を対象に来県自粛

【夏休み・お盆に向けた県民へのお願い】

- ①旅行・レジャーは県内で
- ②帰省はできるだけ控えて
- ③オリンピック、パラリンピックは自宅で応援を

【県境をまたぐ移動は緊張感をもって慎重に】

- ・やむを得ず帰省する場合は、帰省前の2週間は会食を控えて。
- ・やむを得ず県外に行き、帰ってきた場合は、当面の間、健康観察に努め、ささいな症状でもすぐに医療機関の受診を。また、知人や友人との会食は控えて。

2 次のような場合は、学校へご連絡をお願いします。

- 児童本人や保護者、一緒に生活する家族が濃厚接触者と認定された場合。
- 濃厚接触者ではないが、発熱やクラスター関連により、児童本人や保護者、一緒に生活する家族がPCR検査を受ける場合。
- その他、登校日や始業日の判断に不安がある場合。
※ 夜間や休日に連絡の必要が生じた場合には、門川町役場（63-1140）へご連絡ください。役場から管理職に報告をしてもらうようになっています。

3 休日や閉庁日、平日夜間の連絡について

休日や学校閉庁日等に事件や事故に遭ったり、生徒指導上の重大な問題を見かけたりした場合は、直接門川交番（63-1442）、日向警察署（53-0110）へご連絡ください。緊急搬送を伴う事故や病気、コロナ関連の連絡の場合は、門川町役場（63-1140）へご連絡ください。それぞれ警察や役場から管理職に報告してもらうようになっています。

- ※ 学校閉庁日は、8月10日（火）～8月13日（金）です。